

# 公益社団法人石川県医師会定款

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人石川県医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本医師会及び郡市医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道、医の倫理の高揚に関する事項
- (2) 医学教育の向上に関する事項
- (3) 医学と関連科学の総合進歩に関する事項
- (4) 医師の生涯研修に関する事項
- (5) 医学、医療の国際交流に関する事項
- (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (7) 地域医療の推進発展に関する事項
- (8) 地域保健、福祉の向上に関する事項
- (9) 保険医療の充実に関する事項
- (10) 医事法規の研究に関する事項
- (11) 医療施設の整備に関する事項
- (12) 医業経営の安定、会員の福祉向上による県民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (13) 医師会相互の連絡調整に関する事項
- (14) 医療に係わる職業紹介に関する事項
- (15) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、石川県において行うものとする。

## 第3章 会 員

(組織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格及びその喪失)

第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した郡市医師会の会員たるものとする。

- 2 本会会員が所属の郡市医師会において除名され、又は会員の資格を失ったときは、同時に本会会員の資格を失うものとする。
- 3 前項の他、会員は次に掲げる事由によって会員の資格を失うものとする。
  - (1) 第11条第1項(会員の制裁)の規定による除名
  - (2) 退会又は死亡
  - (3) 会費の納入を怠り、督促を受けた後もなお納入しない場合

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、所属の郡市医師会を経て、本会に所定の届出をしなければならない。

- 2 会員で退会しようとする者は、所属の郡市医師会を経て、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 3 会員でその届出事項に変更が生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。
- 4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定及び理事会の決議を経て、会長がその再入会を承認することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、会長は第11条第1項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。郡市医師会において同条項に準ずる手続の審議にかかっている会員についても同様とする。

(名誉会員並びに特別会員)

第8条 本会に、名誉会員並びに特別会員を置くことができる。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得ることに努めなければならない。

- 2 会員は、本会の定款その他の規程を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる会員と同様に本会に対し行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 同法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 同法第57条第4項の権利(代議員会の議事録の閲覧等)

- (4) 同法第 50 条第 6 項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 同法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 同法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 同法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 同法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

#### （会員の制裁）

第 11 条 会長は、会員について次の各号の 1 に該当する、又はその他正当な事由があると認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告又は除名の処分をすることができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの
- (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの

2 前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を所属の郡市医師会及び日本医師会へ通知しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、代議員の資格の喪失については、第 19 条第 2 項をもって行う。

#### （報告、発表及び意見具申）

第 12 条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

#### （表彰）

第 13 条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

#### （会費及び負担金）

第 14 条 会員は、所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、代議員会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、別に定めるところにより、その額を減額又は免除することができる。

## 第 4 章 代 議 員 及 び 予 備 代 議 員

#### （代議員の員数その他）

第 15 条 本会に、代議員を置く。その員数は、別に定める基準により、概ね会員 50 名につき 1 名の割合をもって選出する。

2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。

3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。

(代議員の任期)

第 16 条 代議員の任期は、選出後最初に到来する 4 月 1 日より 2 年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（同法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。
- 3 代議員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは引き続きその職務を行わなければならない。

(代議員の選出)

第 17 条 代議員を選出するため、別に定めるところにより、郡市医師会を区域とする選挙区ごとに、その選挙区内の会員のうちから選挙を行う。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

- 2 前項の選挙において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。
- 3 代議員に欠員が生じたときは、別に定めるところにより、当該郡市医師会は、後任の代議員の選出を行うものとする。
- 4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 本会の会員でない者は、本会代議員選出についての議決権を有しない。

(予備代議員)

第 18 条 代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。

- 2 代議員に事故があるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。
- 3 第 15 条第 1 項及び第 3 項（代議員の員数その他）、第 16 条第 1 項及び第 3 項（代議員の任期）、第 17 条（代議員の選出）並びに第 19 条（代議員の資格喪失）の規定は、予備代議員について、準用する。

(代議員の資格喪失)

第 19 条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

- 2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の 3 分の 2 以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の 1 週間前までに理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前各項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
  - (1) 第 6 条第 2 項又は同第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定による会員資格の喪失
  - (2) すべての代議員の同意

## 第5章 役員等

(役員)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 24名以上35名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、4名を副会長とする。
  - 3 会長及び副会長のうち2名をもって法人法上の代表理事とする。

(理事の職務)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務を代行する。

(監事の職務)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(代議員会への出席発言)

第23条 役員は、代議員会に出席して、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任)

第25条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議

によって選任する。

- 2 会長は、前項に定めるもののほか、理事4名以内を会長指名理事として、代議員会の承認を経て選任することができる。
- 3 代議員会は、会長及び副会長候補者を選定することができる。

(役員補欠の選任)

第26条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、補欠の選任を行うものとする。

- 2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員親族等割合の制限)

第27条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第28条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員等の報酬等)

第30条 役員等に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第31条 理事及び監事がその任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第32条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代議員会の決議を経て会長が委嘱する。

- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

## 第 6 章 代 議 員 会

### (代議員会)

- 第 33 条 代議員会は、代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 代議員会を法人法上の社員総会とする。
  - 3 代議員会は、定例代議員会及び臨時代議員会の 2 種とする。
  - 4 定例代議員会は、毎年 1 回、招集しなければならない。
  - 5 臨時代議員会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5 分の 1 以上の代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から 6 週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。
  - 6 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の 1 週間前までに代議員に発しなければならない。

### (代議員会の議長及び副議長の選定)

- 第 34 条 代議員会に、議長及び副議長各 1 名を置く。
- 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。
  - 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

### (議長及び副議長の職務)

- 第 35 条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

### (議長又は副議長の後任者の選定)

- 第 36 条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

### (理事会への出席発言)

- 第 37 条 代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

### (代議員会の任務)

- 第 38 条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 決算に関する事項
  - (2) 事業計画及び予算に関する事項

- (3) 会費及び負担金の賦課徴収並びに減額又は免除に関する事項
  - (4) 代議員の資格の喪失
  - (5) 理事及び監事の選任及び解任
  - (6) 会長及び副会長候補者の選定
  - (7) 理事及び監事等の報酬等の額
  - (8) 定款の変更に関する事項
  - (9) 本会の解散に関する事項
  - (10) 理事会が付議した事項
  - (11) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項第 2 号について、臨時緊急を要し代議員会を招集する暇がないと認められるときは、理事会の承認を経て、これを処理することができる。この場合、会長は次の代議員会においてこれを報告しなければならない。
- 3 代議員会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 第 58 条第 2 項に定める事業報告
  - (2) その他必要な会務報告

(代議員会の定足数及び決議)

第 39 条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することはできない。

- 2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数をもってこれを決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 代議員の資格喪失
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(代議員会の議事規則)

第 40 条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

## 第 7 章 理 事 会

(理事会)

第 41 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があった場合において、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第 42 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 前項第 3 号において、代議員会の決議により選出された会長及び副会長候補者を選定する方法によることができる。
  - 3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任及び解任
    - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
    - (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除
  - 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決が加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

## 第 8 章 委 員 会

(委員会の設置)

第 45 条 会長又は代議員会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置すること

ができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、代議員会が設置する委員会に関しては、代議員会の決議を経て、別に定める。

## 第 9 章 裁 定 委 員 会

(裁定委員会)

第 46 条 本会に裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は、11名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選定)

第 47 条 裁定委員は、本会会員の中から、代議員会において選任する。

(裁定委員の任期)

第 48 条 裁定委員の任期は、第 24 条第 1 項（役員の任期）の規定を準用する。

- 2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第 49 条 裁定委員は、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む。）並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員をかねることができない。

(身分に関する裁定)

第 50 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その裁定を行う。

- (1) 第 7 条第 4 項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第 11 条第 1 項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

- 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第 51 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その調停を行う。

- (1) 会員相互間その他の紛議に関する事項
- (2) 医師会相互間の紛議に関する事項

- 2 前項第 1 号の場合においては、会員の所属する郡市医師会の意見を聞かなければならない。

- 3 第 1 項第 2 号の場合においては、当該医師会から調停を依頼された場合に限るものとする。

(裁定委員会に関する規則)

第 52 条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

## 第10章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第53条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第54条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

## 第11章 会 計

(本会の経費)

第55条 本会の経費は、会費、入会金、補助金、負担金、賛助金、寄付金その他の収入金をもって充てる。

(事業年度)

第56条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第57条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を経た後、代議員会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度開始の日に前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第58条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定例代議員会にその内容を報告し、第3号、第4号及び6号の書類については、定例代議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供す

るとともに、定款、代議員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、定例代議員会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の配分禁止)

第59条 本会は、剰余金の配分を行うことができない。

(財産の管理責任)

第60条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第61条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第62条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第58条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## **第12章 事 務 局**

(事務局)

第63条 本会に、事務局を置く。

2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。

3 本会の事務局の職制等に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## **第13章 日本医師会代議員及び予備代議員**

(日本医師会代議員等の選挙)

第64条 日本医師会代議員及び予備代議員は、別に定めるところにより、本会代議員会においてこれを選挙する。

## **第14章 雑 則**

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 65 条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、代議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を 1 箇月以内に国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 66 条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（定款施行細則）

第 67 条 定款の施行に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

（公告）

第 68 条 本会の公告は、電子公告により行う。

（委任）

第 69 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（代議員及び予備代議員に関する経過措置）

2 この定款施行の際、現に代議員及び予備代議員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、郡市医師会において、それぞれ選出されたものとみなす。

（代議員会の議長及び副議長に関する経過措置）

3 この定款施行の際、現に代議員会の議長及び副議長の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ選定されたものとみなす。

（会長等に関する措置）

4 この法人の最初の会長は近藤邦夫、副会長は浮田俊彦、上田博とする。

(顧問に関する経過措置)

5 この定款施行の際、現に顧問の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、顧問に選任されたものとみなす。

(裁定委員に関する経過措置)

6 この定款施行の際、現に裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、裁定委員に選任されたものとみなす。

(委員会委員に関する経過措置)

7 この定款施行の際、現に委員会委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。

(職員に関する経過措置)

8 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

9 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第 56 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。